

武雄市農業委員会

平成29年9月総会議事録

平成29年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年9月5日(火)
(開会) 午後1時30分 (閉会) 午後3時00分
2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室
3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	—	○	(欠 員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	—	○	松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項
- | | |
|--|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 5件 |
| 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について | 4件 |
| 議案第3号 農地転用後の事業計画変更 及び 農地法第5条の規定
による許可申請について | 1件 |
| 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について | 6件 |
| 議案第5号 農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第6号 武雄市非農地証明について | 3件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 2件 |
| 報告第2号 農地等形状変更届出について | 1件 |

事務局長 それではただ今から、平成29年9月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

 今日は、2番末藤良郎 委員、6番西村元吉 委員より欠席の届け出がっております。

 欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

 それでは、会長よろしく申し上げます。

《開会・議事録署名人指名・報告事項》

会 長 皆様、こんにちは。今日は午後4時から認定農業者との意見交換会を行いますので、時間を30分間繰り上げて開催いたしております。

 8月30日に農業の作況指数の発表がありました。全国的には平年並みの100となっております。九州地区では佐賀と長崎が「やや良」で103でした。8月15日時点ですのでそれから情勢は変わっておりますが、我々農業者としては台風の影響もなく順調に稲作が進んでいるのではないかと思います。

 「ゆめしずく」については20日頃からは刈取りが始まると思いますが、「ひのひかり」「ひよこもち」についてはあと1か月あります。ウンカの注意報が出ておりますが、技術員さんの話では特に「さがびより」がウンカの発生率が多いとのことですので、最終の水稲管理をよろしくお願ひし、昨年につき今年も豊作だったという喜びを分かち合いたいと思っています。

 なお、私につきましては8月から県の常設委員になりました。今月は8件の案件が出ておりました。取り上げて申し上げますと、畜産農家の堆肥舎拡充や太陽光が案件としてあったところです。

 それでは、ただ今から平成29年9月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。

 また、その後に報告第1号及び第2号を受けたいと思います。

 本日の議事録署名人に、12番 中野重信 委員、30番 安永和廣 委員を指名いたします。

 それでは、議案審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局 先月皆様にご審議いただきましたものは5条が8件ございましたが、すべて県知事の転用許可が出ております。以上ご報告申し上げます。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 はい、ありがとうございました。ではさっそく議案第1号を議題といたし

ます。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出をされております。この5件の案件について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、272㎡。「譲渡人が県外在住で維持管理ができないため譲渡したい。」というものです。農地の価格は272㎡で〇〇万円です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、272㎡です。「譲渡人が兄より相続したが、耕作できないので譲渡したい。」というものです。農地の価格は10a当たり〇〇万円です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、279㎡です。「譲渡人が市外在住のため維持管理できない。」というものです。農地の価格は10a当たり〇〇万円です。

申請番号4番。使用貸借権設定。〇〇町の田13筆、畑9筆、計22筆です。経営委譲年金の再設定のための使用貸借権設定です。

申請番号5番。使用貸借権設定。〇〇町の田21筆、畑14筆。こちらも申請番号4番と同じく、経営委譲年金の再設定のための申請です。

こちら、5件とも判断基準は全て満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、この5件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員説明なし)

会 長 地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始します。ご意見・ご質問があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑もないようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号1番、農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が4件提出をされております。この4件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、519㎡です。申請事由は「自宅の老朽化に伴い、申請地に農家住宅を建設したい。なお現在の建物は農業用倉庫として維持管理をしていきたい。」というものです。こちら農振除外の許可済みです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地と判断し、許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆、64㎡です。こちら「平成16年12月より駐車場として利用している。」ということで、始末書が添付されています。農地区分はこちらも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地と判断し、許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑2筆、509㎡です。「現在休耕地であり、土地の有効利用を考え、住宅の需要が見込まれる〇〇地区で共同住宅を経営したい。」というものです。同時利用地として挙げておられる里道は、現在払下げ申請をされています。農地区分は、事務局では当初、第2種農地と判断していましたが、農地が接している道路に水道管・下水道管が埋設されており、概ね500m以内に2つ以上の教育施設・医療施設・その他の公共施設、または公益的施設が存在するというので、〇〇中学校と〇〇支所が500m以内にありますので、第3種農地と訂正をしております。

申請番号4番。土地は〇〇町の畑1筆、244㎡です。こちら「県道〇〇線の拡幅工事のため、住居移転が必要となった。平成29年7月に既に新築移転済み。」ということで、こちらも始末書が添付されております。農地区分はこちらも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地と判断し、許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地する

ことが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上、ご審議をお願いします。

会 長 はい、議案の説明が終わりました。この4件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 2番の件です。火事に遭われて、その時から畑を駐車場として利用しているそうです。

会 長 他にありませんか。(なし) 地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 4番の件です。県道拡幅工事であれば、代替地のこともありますので、だいたい県が中に入るようです。始末書となっていますが、県は何と言っていますか。

事務局 申請書に記載されているところを読み上げますと、この方が高齢で一人暮らしということ、本来であれば、代替え地に建てて、引っ越ししてというところですが、そういうことができないということで、先に引っ越しをしておられます。土木事務所の方が以前に窓口に来られて、手順を聞かれたことはあります。

〇〇番委員 基本的には県がだいたい書類を作らなければいけません。高齢者でもあるのに、なぜ県はそこまでしないのか。なぜここは始末書を出すようなことをさせているのかということ聞いています。

今後また、JRの関係で農振除外や転用の案件も出てきます。JRは任意団体ですが県も入っています。農振除外とか何とかの案件も出てくるので、そこらへんを県に聞いてみて下さい。

会 長 いいですか。(はい。) それでは、他に意見もないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による4件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達

することに決しました。

————— **《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更 及び
農地法第5条の規定による許可申請》** —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更 及び 農地法第5条の規定による許可申請が1件提出をされています。この1件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。この案件は一度総会に諮りましたが、県に進達した後に取り下げの申請があり、その後再度申請をされているものです。

申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請、および農地法第5条の許可申請です。

まず事業計画変更ですが、土地は〇〇町の田4筆、3,332㎡です。こちら「平成28年7月26日付けで葬儀場及び店舗で転用許可を受けていたが、申請地北側の農地所有者より、日照関係で「建物を農地より話してほしい」との要望があった。計画を見直したところ、店舗の建設が難しくなり断念するところになった。」ということでした。

次に5条の許可申請ですが、土地は〇〇町の田2筆、1,297㎡です。「初回の計画では駐車場を十分確保することができなかつたので、当該地を相談したところ、快諾を得られたので、計画を変更し申請したい。」というものです。こちら農振除外許可済みです。

こちら、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ですので、第1種農地と判断しております。許可区分の該当事項は「隣接する土地と一体化して同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの（第1種農地の占める割合は1/3を超えない。）」ということですので許可し得ると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、ただいま事務局から説明がありましたが、この案件につきましては、8月28日に調査委員会A班に調査を依頼しておりましたので、座長の川内委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

調査委員会報告書。平成29年8月28日午後1時30分から、調査委員会をA班及び地元農業委員により、武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更申請及び農地法第5条の規定による申請番号1番について、申請人及び代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議いたしました。

主な質疑・要望として、「北側は日照問題があったが、東・西側の周辺農地には日照問題はないのか。承諾はとれているのか。」という質疑があり、「事業計画変更後、区の役員さんには説明しましたが、周辺農地の所有者さんには説明していない。再度説明に行きます。」という回答がありました。

特に、日照問題が生じる可能性がある西側の所有者へ説明をし、承諾されたという報告を書面で提出してもらうように依頼しました。

以上、質疑等ありましたが、議案第3号申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 日照問題が影響するとの事でしたが、どの程度の影響があるのですか。

〇〇番委員 田との間に大きな水路がありますので、特別日照が制限されることは、あまりないと思います。ただそこに建物が建ちますので、もし問題があった時に不安ということで、一応、隣の農地の所有者に承諾書をお願いするという形になりました。

〇〇番委員 一つは理由付けだと思いますが。店舗を取り下げればそこにも駐車場ができるのですかという話ですが。

〇〇番委員 最初の計画から2転3転変わって、結局は狭いのでということで、今回114台の駐車場が確保できたということです。

〇〇番委員 了解しました。

会 長 他にありませんか。(なし) 無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては、承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請》

会 長 次、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が6件提出をされています。この6件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、1,818㎡です。こちら〇〇区の公民館を建てられるということで「現在の公民館は借地で、土地所有者から返還の申し出があった。また、建物の老朽化が進んでいることや、世帯数が約700戸あり、住民の利用や駐車場等に対応できる用地を検討していたところ、所有者に相談し快諾を得られたので、当該地に公民館を新設したい。」というものです。こちら農振除外の許可が出ております。

こちら土地改良事業が入ってございましたので、第1種農地と当初判断しておりましたが、先ほどの4条の申請にあったものと同じく、道路に水道管と下水道管が埋設されており、概ね500m以内に、〇〇幼稚園と〇〇医院がありますので、教育施設と医療施設がありましたので、第3種農地と判断しております。許可区分の該当事項は「許可し得る」です。

申請番号2番。所有権移転。土地は〇〇町の畑2筆、計85㎡です。こちらは「申請地の西側にアパートを経営しているが、駐車場が不足して不便なため増設したい」というものです。都市計画法に規定する用途地域となっておりますので第3種農地と判断し、「許可し得る」としております。

申請番号3番。使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑1筆、112㎡です。「祖母が高齢となり、維持管理が難しくなってきた農地を利用して一般住宅を建てたい。」というものです。こちら同時利用地として宅地90.25㎡を含んでおります。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地と判断し、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」としております。

申請番号4番。所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、722㎡です。「住環境の整った申請地で、宅地分譲を行いたい。」というものです。こちら3区画を予定されております。こちらも用途地域ですので第3種農地と判断し、「許可しうる」としております。

申請番号5番。所有権移転。こちら〇〇町の田1筆、378㎡です。同じく宅地分譲で2区画を計画されております。こちらも用途地域で第3種農地と判断し、「許可しうる」としております。

申請番号6番。所有権移転。こちらも〇〇町の田1筆、207㎡です。「大型商業施設や学校にも近く、住環境が整っている申請地で、宅地分譲を行いたい」というもので、3区画を予定されています。こちら雑種地の948㎡を同時利用地とされており、こちら用途地域で第3種農地と判断し、「許可しうる」としてあります。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局から説明がありました。1番の案件につきましては、議案第3号と同じ8月28日に調査委員会を行っておりますので、座長の川内委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

調査委員会報告書。平成29年8月28日午後1時30分から、調査委員会をA班及び地元農業委員により、武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。議案第4号 農地法第5条の規定による申請番号1番について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1. 「資金計画について、自己資金と借入額の合計が総事業費よりかなり多いが、どういうことか。」という質疑があり「現在の公民館の解体費等に必要となるので、1,000万円程度は残るように計画している。」という回答がありました。

2. 「駐車場38台分は700戸に対して少ないのではないか。」という質疑があり、「駐車スペースはもっと確保したかったが、形状の問題より38台分しか確保できなかった。」という回答がありました。

3. 「隣接地との境界について」質疑があり「周囲は後の管理のためLウォールにしたい。」という回答がありました。

4. 「理由に老朽化を挙げてあるが、貸し手の問題が主な理由なのか。」という質疑があり、「もともと老朽化のための建て替えの話があり積立を行っており、ちょうど返還の話もでてきたため、今回の申請に至った。」という回答がありました。

5. 「平成32年3月に工事完了の計画だが、すぐに工事に入るのか。」という質疑があり、「許可後すぐに盛り土を行い、その後1年間は寝かせて平成31年度から建物の着工の予定です。」という回答がありました。

6. 「排水路・用水路があるが、排水路は必要ないのではないか。蓋をすれば駐車場にできるのではないか。」という質疑があり、「今の所、蓋をする計画はない。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、議案第4号 申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。1番については調査委員会の報告が終わりましたが、残る2番から6番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 地元委員さんからの説明が特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地法第5条の規定による6件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 農地法第5条の規定による6件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。
1ページをご覧ください。こちらに平成29年度第6号利用権設定計画（案）を記載しています。3ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

(武雄町。なし)

橘町。 田。再設定 1件、 2筆、 1,519㎡。

朝日町。 田。再設定 1件、 2筆、 5,071㎡。

(若木町。なし)

武内町。 田。新規、 2件、 7筆、 6,147㎡。

再設定、 1件、 1筆、 641㎡。

(東川登町。なし)

(西川登町。なし)

(山内町。なし)

北方町。 田。新規	1 件、	1 3 筆、	2 6, 2 0 4 m ² 。
畑。新規	1 件、	4 筆、	2, 7 3 8 m ² 。

となっています。4 ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については9 ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

続きまして2 ページをご覧ください。所有権移転計画(案)について記載をしております。詳細については8 ページに記載をしております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 非農地証明》

会 長 次に議案第6号、武雄市非農地証明を議題といたします。武雄市非農地証明につきまして、3件の証明願いが提出されています。このうち1番の案件につきましては、私の同居の親族が申請人となっておりますので、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、私はこの件については議事に参与することができませんので会長代理に議事進行をお願いします。

私は、1番の議事終了まで退席をいたします。

(会長、退室。会長代理、会長席へ着席。)

会長代理 それでは、会長に代わって、私が議案第6号1番について議事進行を務めます。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第6号申請番号1番について説明いたします。土地は〇〇町の畑1筆、102㎡です。こちらは「昭和55年頃、宅地への乗り入れ口として整備していた。」というもので、非農地証明事務処理要領の該当事項は5号「人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合。」としております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長代理 はい、議案の説明が終わりましたので、地元委員から補足説明があるようでしたらお願いします。

〇〇番委員 この件は、申請人が小さいときにお母さんがそのようにしておられていて、申請人は全然知らないわけです。お母さんはもう亡くなって、今、家は空き家になっています。

特に周辺に迷惑をかけるということはなく、車社会になってから車の乗り入れ口にされていたものです。その辺を考慮して皆様にご審議をお願いします。

会長代理 ありがとうございます。今、経過を詳しく説明いただきました。地元委員から説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 それでは、質疑も無いようですので議案第6号1番の質疑をとどめます。議案第6号1番の武雄市非農地証明願いについて、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長代理 異議なしと認めます。よって、議案第6号1番の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

では、以上をもって、会長と交代します。

(向井会長代理、元の席に戻る。佐佐木会長、会長席へ着席。)

〇〇番委員 この案件に関連してお尋ねします。私の地区ではハウス園芸、施設園芸をしているところで、農地の中の取り付け道路にコンクリートを打ってあります。長さも100mぐらいあります。このような場合も非農地として申請をしなくてもよいのでしょうか。

事務局 取り付け道路は転用してもらう必要があります。

〇〇番委員 道路から田に降りる所は農地ではないですか。

〇〇番委員 土地改良で道路を作られた場合は、道から降りる時に危ないということで、降り口は今、どこでもコンクリートをしています。そういう場合に許可はもらっていません。

事務局 今の話を聞く限りでは転用が必要であると考えますが、持ち帰って検討させて下さい。次回報告いたします。

会 長 質疑の内容を整理しますと、ひとつは「圃場整備等で道路から田への乗り入れ口にコンクリートを張っている場合」と、もうひとつは「ハウス等の場合に先まで更にコンクリートを張っている場合」があるようです。この場では回答ができませんので、事務局で調べてから回答をさせて下さい。

会 長 それでは議事を続けます。議案第6号、2番と3番の武雄市非農地証明願いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号、申請番号2番と3番を説明いたします。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑2筆です。「みかん畑として利用していたが、みかんの価格の低下により、耕作しなくなった。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地。」です。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑5筆です。そのうち4筆は「昭和50年頃、みかん園を廃園し、植林を行った。」というもので、事務処理要領5号と判断しております。残り1筆は、「夫が亡くなり、維持管理できなくなった。」ということで、事務処理要領の該当事項は、4号「自然的荒廃土地」と判断しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

会 長 私から質問します。2番の案件は農地でなければ何にしようとしているのですか。荒れたままでしょうか。

〇〇番委員　　ここは元々、山だったものを、三十何年前に構造改善でみかん畑を開いたものです。伐採の補助金があった時に止めておられて、あとはそのままです。ここは農地パトロールで私が行って「ここは非農地にしなさい。」と依頼をした所です。雑木も大きくなっていますので、おそらくこのままだと思います。

会　長　　植林をするのであれば山林にすると分かるが、そうでなければ地目はどうなるのかと思って質問したところでした。

〇〇番委員　　非農地の関連ですが、私が実際に農地パトロールに行って、農地として利用されていないところがありました。そういうところは非農地証明を出すようにこちらから指導をしないといけないのでしょうか。また、非農地証明を出したあとは、登記をしないといけないが、法務局に行くとお金がいる。どうすればいいのか、私も悩んでいます。

会　長　　農業委員としては、農地だからどうにか対応をしてほしいという指導は最低限必要だと思います。

〇〇番委員　　関連でお尋ねします。市の税務課は現況を判断する場合に、航空写真で判断しているのでしょうか、それとも現地を見に来て判断しているのでしょうか。

会　長　　後日事務局から回答します。

〇〇番委員　　父がみかん山を止める時に、クヌギとか松を植林しました。杉檜と違って雑木ですが。その時に山林に変換しようと思って農業委員会にかけましたが、まだ木が小さくて畑に戻せるからということで、5年ぐらい登記ができなかったです。私は山林と思いますが、クヌギとか松の植林は大丈夫でしょうか。高級な木ではありませんが。

会　長　　山で大丈夫でしょう。
事務局は、いくつか質問が出ましたので、調べて来月報告して下さい。
それでは議案第6号、2番及び3番についての質疑をとどめます。
議案第6号、2番及び3番の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第4号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり承認することに決しました。

以上をもって本日の審議事項については全て終了しました。

—————《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について》—————

会 長 次、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について、2件の届出が提出されております。これについて事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明します。
報告番号1番。土地は〇〇町の田1筆。620㎡のうち100㎡を農業用倉庫として使用をしたいということです。こちら、平成29年7月13日付けで一度届出をしておられましたが、実際に倉庫を建て始めたら、面積が不足していたというもので、あと30㎡拡張して建設したいということで届出をされています。

報告番号2番。土地は〇〇町の畑1筆。280㎡のうち66.59㎡。こちらでも農業用倉庫を新築したいというものです。倉庫はすでにあるが、そこが土砂崩れ地域であるため、安全な申請地に新設をしたいということです。

以上、報告です。

会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

〇〇番委員 2番の件です。届出者は高齢で、今までされてきましたが、もうできないとの事で、息子さんが変わってぼちぼちしています。その畑に建てるという事で、穴を掘って柱を建てて、簡単な作りの小屋を、作られています。

会 長 それでは、説明が終わりましたので、報告第1号「農地法第4号第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 それでは報告第1号の質疑をとどめます。報告事項ですので次に移ります。

—————《報告第2号 農地等形状変更届出について》—————

会 長 報告第2号「農地等形状変更届出について」1件が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について説明いたします。番号1番。土地は朝日町の田1筆、459㎡です。変更内容は「水はけが悪く耕作しにくいいため、田を畑に転換したい。」というものです。かさ上げの高さは0.7m、土量は300㎡です。以上報告いたします。

〇〇番委員 この案件は議案第4号第4番と隣同士です。それでかさ上げをするということですが。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、報告第2号「農地等形状変更届出」を終わります。

《閉会》

会 長 それでは、本日提出されました議案・報告につきましてはすべて終了いたしました。
以上をもちまして、平成29年9月の農業委員会総会を終わります。